

川環朝発第 19 号  
令和 6年 2月 28日

川口市監査委員 澤野 高雄 様  
同 金井 洋 様  
同 奥富 精一 様  
同 福田 洋子 様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和4年9月30日執行の環境部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

支出事務について（朝日環境センター）

旅費について、概算払いの精算手続きが川口市会計事務規則に則って行われていないので、適正に事務を執行されたい。

講じた措置の内容

令和5年7月6日から同7日にかけて行った秋田県小坂町への最終処分場現地確認用務において、川口市会計事務規則に則り事務の終了後5日以内である令和5年7月10日に概算払いの精算手続きを行った。

